

# 負担金納入規程

第1条 この規程は、支部が納入する負担金について定める。ここでいう負担金は、本会の事業の遂行のために必要な経費を各支部が、応分な負担を行なう金額をいうものとする。

第2条 負担金の額は、支部が対応する自治会の会員数（当該自治会において会費の免除を受けている会員があるときは、その数を除いた数）を算定基準とし、会員数に60円を乗じた額とする。

2 前項の自治会の会員数は、負担金を納入する年度の前年4月1日現在の数をもって確定する。自治会の分割・併合があった場合は、当該支部と協議して決定する。

第3条 支部が納入する負担金の額は、前条により事務局が計算決定して支部に通知する。

2 前年度からの繰越未納金は本年度の負担金に加算する。

3 支部長は、通知を受けた額に誤りがあると認めるときは、通知を受けた日から1月以内に限り、事務局に訂正を求めることができる。この場合、謝りであることを明らかにすることができる書面を提出しなければならない。

第4条 負担金の納入期限は毎年6月30日とする。

第5条 負担金の納入は、原則として別表2の本会口座に送金する方法に依って行なうものとし、この場合、送金手数料は、本会が負担する。

第6条 第4条に定める期限までに負担金を完納できない支部は、7月1日以降に行なわれる本会の事業に参加する場合、あらかじめ常任理事会が各事業毎に決定した参加費を納入しなければならない。

2 前項の参加費は負担金に充当する。

第7条 前条の参加費は、支部長が完納を約した書面を提出したときには適用しない。

2 前項による完納の日は9月30日までとする。

第8条 この規程に定めのない事項で、必要な事項は理事会で決定する。

## 附 則

1 この規定は、昭和63年1月20日から施行し、昭和63年度分の負担金から適用する。

2 改正後の規定は、平成13年 5月123日から施行し、平成13年度分の負担金から適用する。

3 改正後の規定は、平成16年 5月2日から施行する。

4 平成22年度及び23年度の負担金の額はこの規程に基づき算出した額に4分の3を乗じた額とする。ただし、その額に10円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。（平成22年 5月16日）

5 平成24年度及び25年度の負担金の額はこの規程に基づき算出した額に4分の3を乗じた額とする。ただし、その額に10円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。（平成24年 5月12日）

6 平成26年度及び27年度の負担金の額はこの規程に基づき算出した額に4分の3を乗じた額とする。ただし、その額に10円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。（平成26年 5月 7日）

- 7 平成28年度及び29年度の負担金の額はこの規程に基づき算出した額に4分の3を乗じた額とする。ただし、その額に10円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。(平成28年 5月21日)
- 8 改正後の規定は、平成29年分の負担金から適用する。(平成29年 5月20日)
- 9 第2条第1項の規定にかかわらず、令和2年度の負担金の額は「自治会の会員数に30円を乗じた額」とする。(令和2年5月20日)

別 表 1

金融機関名	口座番号	口座名義
札幌信用金庫 江別支店	(普通) 0184768	江別地区
郵便預金口座	19080-11739791	青少年育成会